

平成 27 年度 公共建築物における木材の利用の 促進に向けた措置の実施状況の取りまとめ

平成 29 年 3 月 7 日
農林水産大臣、国土交通大臣

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 7 条第 7 項に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年 10 月 4 日 農林水産省、国土交通省告示第 3 号。以下「基本方針」という。）第 3 の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容、当該目標の達成状況その他の基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況を取りまとめたので、当該実施状況を踏まえて講ずべき措置と併せ公表する。

（基本方針）

第 3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国は、その整備する公共建築物のうち、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとする。

また、国は、その整備する公共建築物について、高層・低層にかかわらず、エントランスホール、情報公開窓口、広報・消費者対応窓口等のほか、記者会見場、大臣その他の幹部職員の執務室など、直接又は報道機関等を通じて間接的に国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。

さらに、国は、その整備するすべての公共建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

なお、国がその整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）のうち、グリーン購入法に規定する特定調達品目に該当するものについては、原則として、すべてのものをグリーン購入法第 6 条第 1 項の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された判断の基準を満たすものとすることを目標とする。

I 基本方針に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の実施状況

1 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容

平成 27 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成に向けた取組の内容については、以下のとおりである。

(1) 「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」の開催

(平成 27 年 12 月 16 日)

各省各庁が参集し、法に基づく公共建築物における木材の利用の促進に向けた措置の検討等を実施するとともに、木材利用の取組に関する情報提供を実施した。

(関係省庁等会議構成員) 衆議院、参議院、最高裁判所、内閣府、金融庁、官内庁、警察庁、公正取引委員会、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、人事院、会計検査院

2 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況

平成 27 年度の国が整備する公共建築物における木材の利用の目標の達成状況については、以下のとおりである。

(1) 低層の公共建築物の木造化について

平成 27 年度においては、基本方針で積極的に木造化を促進するとされている低層(3 階建て以下)の公共建築物が全体で 110 棟、合計延べ面積 10,402m² が整備された。

このうち、木造で整備を行った公共建築物は 60 棟、合計延べ面積 3,708 m² であった。概要は表 1 のとおりである。

なお、木造以外の構造とした主な理由は、次のとおりである。

○法施行（平成 22 年 10 月）前に非木造建築物として予算化された建築物であること。

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断された建築物であること。その理由として、

- ・点検等のためのクレーンが必要な施設で重荷重を持たせる構造とする必要がある、
 - ・検疫場の動物洗浄施設で洗浄水や消毒液等の薬品に対する耐久性が要求される、
 - ・観測用の設備機器を収納する施設で精密機器類の保護を確実にする必要がある、
- などが挙げられている。

表1 木造で整備を行った公共建築物^注

省庁名	用途	棟数	合計延べ面積(m ²)
最高裁判所	自転車置場	1	11
警察庁	犬舎兼倉庫	1	58
	警備派出所	3	7
財務省	自転車置場	1	7
厚生労働省	一般舎	2	238
	園内トイレ	1	29
農林水産省	森林事務所	4	164
	公務員宿舎	1	554
	その他	1	6
国土交通省	公園施設	17	1,080
	車庫	1	36
	トイレ	3	407
	その他（庁舎増築他）	2	77
環境省	事務所（自然保護官事務所）	1	73
	公園施設（休憩所、展望施設、公衆便所）	13	385
	その他施設（監視員詰所）	1	31
防衛省	貯蔵庫	6	504
	トイレ	1	41
合計		60	3,708

注：国が整備する公共建築物のうち、木造化（構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用すること。）したもので平成27年度に完成したもの。

【平成 27 年度に木造で整備を行った主な公共建築物】

(()) 内は、順に所在地、階数、延べ面積を示す。)

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 最高裁判所

長崎地家裁佐世保支部 自転車置場 (長崎県佐世保市 1 階建て 11 m²)



○ 警察庁

島根県警察鑑識分庁舎 (島根県松江市 1 階建て 58 m²)



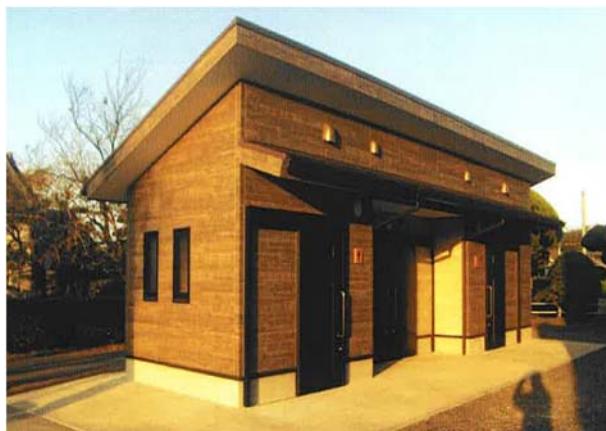
○ 財務省

西脇税務署 自転車置場 (兵庫県西脇市 1 隆建て 7 m²)



○ 厚生労働省

星塚敬愛園 園内トイレ (鹿児島県鹿屋市 1階建て 29 m²)



○ 農林水産省

向町・志茂合同森林事務所 (山形県最上郡最上町 1階建て 38 m²)



○ 国土交通省

国営常陸海浜公園 自然の森トイレ棟 (茨城県ひたちなか市 1階建て 39 m²)



○ 環境省

階上岳山頂園地休憩所 (青森県三戸郡階上町 1階建て 35 m²)



○ 環境省

隠岐自然保護官事務所※ (島根県隠岐郡隠岐の島町 1階建て 73 m²)



○ 防衛省

新田原飛行場周辺 トイレ (宮崎県児湯郡新富町 1階建て 41 m²)



(2) 内装等の木質化について

平成 27 年度に内装等の木質化を行った公共建築物の総数は、合計 186 棟であった。概要は表 2 のとおりである。

表 2 内装等の木質化を行った公共建築物^{注1}

省庁名	新築等で 木質化を行った棟数 ^{注2}	模様替えで 木質化を行った棟数	合計棟数
衆議院	1	0	1
最高裁判所	3	15	18
会計検査院	0	1	1
内閣府	0	1	1
警察庁	4	0	4
消費者庁	0	1	1
復興庁	0	1	1
法務省	14	3	17
外務省	2	0	2
財務省	4	9	13
文部科学省	0	1	1
厚生労働省	5	4	9
農林水産省	4	5	9
経済産業省	1	0	1
国土交通省	14	4	18
環境省	3	2	5
防衛省	38	46	84
合計	93	93	186

注 1：国が整備する公共建築物のうち、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用したもので平成 27 年度に完成したもの。

注 2：新築等で木質化を行った棟数は、木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもの。

【平成 27 年度に内装等の木質化を行った主な公共建築物】

(※印 各府省等の所管の施設で国土交通省が整備を行ったもの)

○ 衆議院

国立国会図書館国際子ども図書館※
(使用部位：壁、書棚、カウンター)



○会計検査院 王子書庫

(使用部位：床、巾木)



○ 最高裁判所 福井地家裁武生支部

(使用部位：法廷 壁・法廷家具)



○ 最高裁判所 札幌地家裁浦河支部

(使用部位：玄関ホール 壁・天井)



○ 警察庁 千葉県警察学校生徒寮※

(使用部位：外部ルーバー)



○ 警察庁 北海道警察学校生徒寮※

(使用部位：カウンタ一台、扉、窓枠)



- 法務省 七尾拘置支所宿舎
(使用部位：床、収納、木製建具枠)



- 財務省 東京国税局※
(使用部位：エントランスホール壁)



- 厚生労働省 長島愛生園
(使用部位：床、ドア、窓枠)



- 経済産業省 渡り廊下※
(使用部位：壁)



- 農林水産省 北海道森林管理局庁舎
(使用部位：腰板)



- 農林水産省 飛騨森林管理署庁舎※
(使用部位：柱、天井、壁)



- 国土交通省 仙台第1地方合同庁舎
増築棟（B棟）
(使用部位：壁、受付カウンター)



- 国土交通省 道の駅「させぼっくす99」
情報室棟及び便所棟
(使用部位：壁、造作家具)



- 環境省
えびのエコミュージアムセンター
(使用部位：床、壁、天井)



- 環境省 普代園地展望施設
(使用部位：天井他)



- 防衛省 陸上自衛隊船岡駐屯地体育館
(使用部位：アリーナ・ステージ 床)



- 防衛省 航空自衛隊那覇基地庁舎
(使用部位：応接室 腰壁、主要建具)



(参考) 木材利用推進状況について

表3 国が整備する公共建築物における木材利用推進状況

整備及び使用実績	単位	25年度	26年度	27年度	備考 (対前年比)
基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層（3階建て以下）の公共建築物 ^{注1}	棟数(A)	118	100	110	110.0%
	延べ面積(m ²)	21,157	11,769	10,402	88.4%
うち、木造で整備を行った公共建築物	棟数(B)	24	32	60	187.5%
	延べ面積(m ²)	5,689	4,047	3,708	91.6%
	木造化率(B/A)	20.3%	32.0%	54.5%	170.5%
うち、法施行前に非木造建築物として予算化された公共建築物	棟数	24	7	6	85.7%
うち、各省各庁において木造化になじまない等と判断された公共建築物	棟数	70	61	44	72.1%
内装等の木質化を行った公共建築物 ^{注2}	棟数	161	172	186	108.1%
木材の使用量 ^{注3}	m ³	6,695	2,705	2,327	86.0%

注1 : 基本方針において積極的に木造化を促進するとされている低層の公共建築物とは、国が整備する公共建築物（新築等）から、以下に記す公共建築物を除いたもの。

○建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物

○当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されると例示されている公共建築物

- (例示)
 - ・災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設
 - ・刑務所等の収容施設
 - ・治安上又は防衛上の目的から木造以外の構造とすべき施設
 - ・危険物を貯蔵又は使用する施設等
 - ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物
 - ・博物館内の文化財を収蔵し、若しくは展示する施設

注2 : 木造で整備を行った公共建築物の棟数は除いたもので集計。

注3 : 当該年度に完成した公共建築物において、木造化及び木質化による木材使用量。木造で整備を行った公共建築物の内、使用量が不明なものは、0.22m³/m²で換算した換算値。また、内装等に木材を使用した公共建築物で、使用量が不明なものについての木材使用量は未計上。

(3) 木材を原材料として使用した備品及び消耗品と木質バイオマスの利用について
 木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況並びに木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況については、表4、表5のとおりである。

なお、木材を原材料として使用した備品及び消耗品が調達できなかった理由は、次のとおりである。

- 紙類・文具類の調達では、古紙配合品を優先しているため
- 要求する仕様を満たす製品がないため
- 機能、性能上の必要性から
- 競争入札の結果、他の製品を購入することになったため
- グリーン購入法適合品で、より安価なものを調達しているため
- 耐久性を考慮したため
- 既製品との調和のため 等

表4 木材(間伐材・合法木材)を原材料として使用した備品及び消耗品の調達状況(全体集計)

使用実績		単位	平成26年度			平成27年度			備考 (対前年比)		
			総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率	総調達量	左記のうち木材を使用した製品の調達量	木材を使用した製品の調達率
紙類	コピー用紙	kg	31,463,488	19,880,981	63.2%	30,637,391	20,864,073	68.1%	97.4%	104.9%	107.8%
	印刷用紙	kg	3,073,872	1,999,537	65.0%	6,258,636	6,012,717	96.1%	203.6%	300.7%	147.7%
文具類	ファイル	冊	5,536,834	4,059,682	73.3%	9,120,019	7,624,959	83.6%	164.7%	187.8%	114.0%
	事務用封筒 (紙製)	枚	140,132,575	112,807,044	80.5%	145,484,723	127,237,440	87.5%	103.8%	112.8%	108.6%
オフィス 家具等	机	台	27,232	2,697	9.9%	22,539	5,495	24.4%	82.8%	203.7%	246.2%
	棚	連	11,901	540	4.5%	9,474	1,165	12.3%	79.6%	215.7%	271.0%
	収納用什器 (棚以外)	台	22,969	1,713	7.5%	21,745	3,863	17.8%	94.7%	225.5%	238.2%
	ローパーティション	台	6,256	321	5.1%	5,775	559	9.7%	92.3%	174.1%	188.6%

注：木材を使用した製品とは、間伐材・合法木材を原材料として使用した製品。

表5 木質バイオマスを燃料とした暖房器具、ボイラーの設置状況

(単位：基)

	H27 年度末累計		新たな設置		既存施設からの廃止	
	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー	暖房器具	ボイラー
合計	288	5	15	0	19	0
農林水産省	109	0	2	0	4	0
国土交通省	2	1	1	0	0	0
環境省	177	4	12	0	15	0

注：各省各庁が所管する公共建築物において、木質バイオマスを燃料とする暖房器具、ボイラーの設置数等を計上

3 その他

(1) 国における取組

① 公立学校施設の整備における木材利用の促進の取組

文部科学省では、木造校舎の整備や内装の木質化に対して国庫補助を実施した。特に、地域材を活用して木造施設を整備する場合や、環境を考慮した学校施設(エコスクール)として認定を受けて内装木質化を行う場合、国庫補助単価の加算措置を実施した。

また、木材利用の取組の一助となるよう、都道府県、市町村担当者、学校関係者、設計者等を対象にした講習会を開催した。

②学校施設における木材利用の促進に資する取組

文部科学省では、木造3階建て校舎については、平成27年6月施行の「建築基準法の一部を改正する法律」(平成26年法律第54号)により耐火建築物から1時間準耐火構造に規制緩和され、木造での整備も容易になった。しかしながら、1時間準耐火構造による木造3階建て校舎については、実例がなかったため、建築関係の技術者や専門家のみならず学校施設の整備に携わる事務職員の方々にも理解できるよう、イラストや写真等を用いて特に防火・耐火に関する規定のポイントや建築計画の留意事項等を分かりやすく整理した手引を作成するとともに、学校設置者に対して配付した。

③ 都道府県担当者を対象とした会議等における木材利用促進の周知

厚生労働省では、木材利用の積極的活用を図るものを優先的に補助採択する旨を、社会福祉施設の整備方針として周知した。

都道府県担当者を対象とした会議等の場において、社会福祉施設や診療所等における木材利用の促進を要請した。

④ 低コストで合理的な木造公共建築物の整備等に対する補助事業

林野庁では、地域材を利用し、設計上の工夫や木材調達を通じた、低コストで合理的な木造公共建築物の工事費等に対する支援、設計段階からの技術支援、整備資金の借入れに係る利子助成を実施した。

また、大規模な木造建築の実現に必要な新たな建築部材の開発に対する支援を実施するとともに、木造建築設計・施工の担い手育成に対する支援等を実施した。

⑤ 木材の適切な供給の確保に関する取組

林野庁では、林業の生産性の向上に向けて、施業を集約化し、計画的に搬出間伐を行う者や、林道等の路網整備等を行う者に対する支援を行った。

また、品質・性能の確かな地域材製品の安定的な供給に向けた木材加工流通施設等の整備への支援や、地域材の差別化・信頼性向上を図るため、合法木材の表示実証調査や合法木材の普及のための研修の実施などの支援を行った。

このほか、東日本大震災により被災した木材加工流通施設の復旧等を支援し、復興住宅等の建設に向けて、地域材の安定供給体制の構築を図った。

⑥ 市町村方針策定の働きかけ

林野庁では、直接、また都道府県を通じて間接的に、法の趣旨の浸透や市町村方針の策定への働きかけを行った。その結果、全市町村における市町村方針の策定割合は、平成27年度末に87%まで増加した。

⑦ 「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」の公表

国土交通省では、公共建築物における木造化・木質化の推進にあたって、木造建築物についての経験の少ない公共建築物の発注者や設計者が、「材料調達の考慮」等の建設コストや工期に影響を及ぼす内容を踏まえながら合理的に設計を進められるよう「木造事務庁舎の合理的な設計における留意事項」を取りまとめ公表した。

⑧ 「木材を利用した官庁施設の保全等に関する検討」の開始

国土交通省では、官庁施設における木材利用をより一層進めるために、木造建築物の耐久性や保全性に関する情報を収集、整理し、木材を利用した官庁施設の保全等の参考となる資料を作成することを目的に平成27、28年度の2か年にかかる検討を開始した。

⑨ 「木材利用推進研修」の新設

国土交通省では、公共建築分野において木材の利用が更に促進されるように、木材の利用を担う人材の育成を目的とした「木材利用推進研修」（国土交通大学校）を新設した。

⑩ 木造建築基準の高度化推進事業

国土交通省では、木造3階建ての学校や延べ面積3,000m²を超える建築物に関し、

火災時の安全性が確保される基準の整備に向け、実証実験の実施等による木材の耐火性等に関する研究（平成 23 年度～平成 25 年度）を実施した。その成果をふまえ、木造 3 階建て学校等の建築を可能とするよう建築基準法を改正し、平成 27 年 6 月 1 日に施行された。

また、CLT（直交集成板）を用いた建築物が一般的に建てられるようにするため、林野庁とも連携しながら、地震や火災に対する安全性を検証する実験等を実施した。その成果をふまえ、建築基準法に基づく CLT 材料の品質及び基準の強度（平成 28 年 3 月 31 日）、CLT 部材等の燃えしろ設計（平成 28 年 3 月 31 日）、CLT を用いた建築物の一般的な設計法（平成 28 年 4 月 1 日）に関する告示を公布・施行した。

⑪先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物の整備に対する補助事業

国土交通省では、構造・防火面における先導的な設計・施工技術を導入する木造建築物等の整備に対する補助制度により、店舗や事務所等の木造建築物等の整備を支援した。

⑫自然公園等施設における木材利用の取組

環境省では、自然環境整備交付金事業として地方公共団体が行う国立公園、国定公園事業として実施する施設整備等に対して交付金を交付して支援を行った。

⑬公共建築物における木材利用の情報提供を行うためのホームページを充実

文部科学省：http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/mokuzou/index.htm

平成 28 年 3 月に作成した「木の学校づくり－木造 3 階建て校舎の手引－」を平成 28 年 4 月 12 日に公表

林野庁：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/koukyou/index.html>

国土交通省：http://www.mlit.go.jp/gobuild/mokuzai_index.html

(2) 地方公共団体等における取組

○ 地方公共団体の方針策定状況

法第 4 条において、「地方公共団体は、その区域の経済的・社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」とされている。

また、法第 8 条では、「都道府県知事は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「都道府県方針」という。）を定めることができる。」としている。

さらに、法第 9 条では、「市町村は、都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の

公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下、「市町村方針」という。）を定めることができる。」としている。

都道府県方針については、平成 24 年 3 月に、47 都道府県全てで策定されたところである。市町村方針の策定数は市町村方針の策定数は 1,534（平成 28 年 12 月末時点）となり、参考 1 のとおりである。

また、地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例は参考 2 のとおりである。

II 実施状況を踏まえて講すべき措置

1 国が講すべき措置

平成 27 年度の実施状況を踏まえ、公共建築物における木材の利用のより効果的な促進に資するよう講すべき主な措置は、以下のとおりである。

(1) 各省各庁は、各省計画に従って国が整備する公共建築物における木材の利用を確実に推進するとともに、新たな木材の利用の促進のため、C L T 等の新たな木質部材の活用に努める。さらに、独立行政法人等、関係機関に対して木材の利用に関して積極的な働きかけを行う。

農林水産省及び国土交通省は、公共建築物の木造化等の取組が確実に実施されるよう、「公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議」を適宜開催し、施設整備主体への働きかけや新たな取組事例の情報提供などを行う。

また、国土交通省は、予算要求段階において各省各庁の営繕計画書に関する意見書制度を活用するなど、より一層の木造化、内装等の木質化の実施について働きかける。

(2) 各省各庁における木材を原材料として使用した備品及び消耗品の調達について、木製品の対象となる製品の情報が少ないことから、農林水産省は、各省各庁に対し各種資料の提供など積極的な情報提供に努める。また、備品及び消耗品のメーカーに対しては、法の趣旨を説明し、木材を原材料とした製品の充実を働きかける。

2 国が地方公共団体等に対して講すべき措置

地方公共団体等における取組状況を踏まえ、国が地方公共団体や関係業界団体等に対して講すべき主な措置は、以下のとおりである。

(1) 市町村方針については、林業関係の専門性を有した職員が少ない場合も多いことから木材利用に関する疑問点等についてアドバイスを行い、より多くの市町村が方針を策定するよう積極的に働きかける。

特に、都市部の市町村に対しては、木材利用の意義とともに、方針策定の働きかけを

積極的に行う。

- (2) 地方公共団体のニーズ等を把握し、公共建築物の木造化に向けた取組が効率的に進められるよう、技術支援等の必要な情報を提供する。
- (3) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の整備主体に対し、木材の利用について積極的な働きかけを行う。
- (4) 公共施設の整備を行っている関係業界団体等の掘り起こしを行い、各種説明会や会議等の場を通じて法に関する取組を周知徹底する。
- (5) 間伐材等の木材を使用した備品及び消耗品などの調達について、地方公共団体等に対し、積極的な調達に努めるよう働きかけを行う。

【参考2】

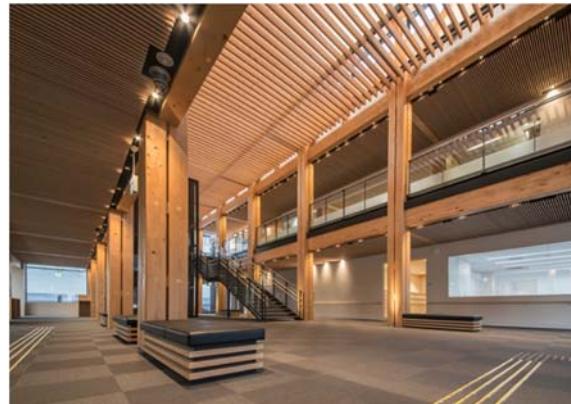
地方公共団体において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例

(平成28年度木材利用優良施設コンクール(木材利用推進中央協議会主催)の受賞施設から)

○ 真庭市落合総合センター（農林水産大臣賞）

・施主：岡山県真庭市

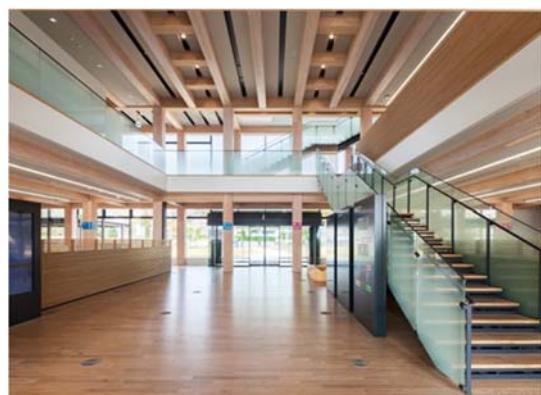
・特徴：柱、梁には地元産ヒノキ集成材を使用し、LSB構法によりロングスパンを実現している。地域産材を使用した一般製材とエンジニアリングウッドを組み合わせた現しの木の架構と繊細な木ルーバーによって構成された吹き抜けの中央ロビーが建物内部を一層引き立たせている。



○ 国見町役場（林野庁長官賞）

・施主：福島県伊達郡国見町

・特徴：H型鋼の木質ハイブリッド鋼材内蔵型集成材を「柱」と「梁」に採用し、鉄骨の躯体を県産材のカラマツで耐火被覆することで、木の架構に包まれた温かみのある空間を実現。



○ 南幌町 町民プール（木材利用推進中央協議会会長賞）

・施主：北海道空知郡南幌町

・特徴：柱や梁に大断面集成材を使用した木質二方向ラーメン構造が開放感あふれる空間を確保、トップライトの屋根で日中は自然光でも充分に明るい。また、方支柱片流れ工法の採用により建設コストの縮減を図った。



○ 七尾市中心市街地観光交流センター（木材利用推進中央協議会会長賞）

・施主：石川県七尾市

・特徴：建物外部に町家の特徴である板張り、袖壁、格子を設置し、町家にみられる付属家としての土蔵が取り入れられている。内部通路は、町家特有のダイナミックな梁構造（見せ梁）など木組みの美しさを光らせ、広く見せる吹抜け空間とし、奥深い空間イメージが再現されている。



○ 木岐聖ヶ丘農林漁業体験施設（木材利用推進中央協議会会長賞）

・施主：徳島県海部郡美波町

・特徴：発災後の二次避難のコア施設としての機能を持ち、事前復興の取組みとして津波水位よりも高い位置に建築している。一期工事では方杖構法を、二期工事では重ね梁構法を採用しており、平地の少ない沿岸地域において、小さなコンクリート基礎で必要な床面積を確保している。



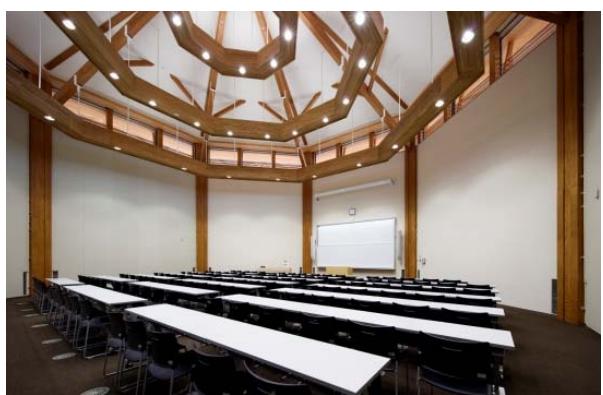
民間事業体による公共建築物等の木造化に取り組む新たな事例

（平成28年度木材利用優良施設コンクール（木材利用推進中央協議会主催）の受賞施設から）

○ 健康科学大学 看護学部1号館（林野庁長官賞）

・施主：学校法人 富士修紅学院（山梨県都留市）

・特徴：構造材は、県産カラマツを加工した大断面集成材・LVL材を使用、燃えしろ設計を行い柱・梁・筋交いの一部を現しとすることで構造材を見せる意匠としている。



○ 浜松信用金庫 於呂支店（林野庁長官賞）

- ・施主：浜松信用金庫（静岡県浜松市）
- ・特徴：浜松市の豊かな森林資源を持続可能な形で活用するために地域材を利用するとともに、天竜・飛龍といった地域名にちなんだ躍動感を表現するため、屋根にうねりをもたせた特色ある木空間を実現し、意匠と構造の合理性を図った構造となっている。



○ 桜の園（木材利用推進中央協議会会長賞）

- ・施主：社会福祉法人 路交館（大阪府守口市）
- ・特徴：燃えしろ設計化粧材以外の木材は、JAS製品を使用し、既存技術・工法を採用することで、コスト・工期等の面で優位性を保っている。外装の広範囲に高温熱処理を施したサーモウッドを使用し耐久性・耐火性を高めており、外階段にも防腐剤を加圧注入したスギを使用している。



○ 幼保連携型認定こども園 あがた幼稚園（木材利用推進中央協議会会長賞）

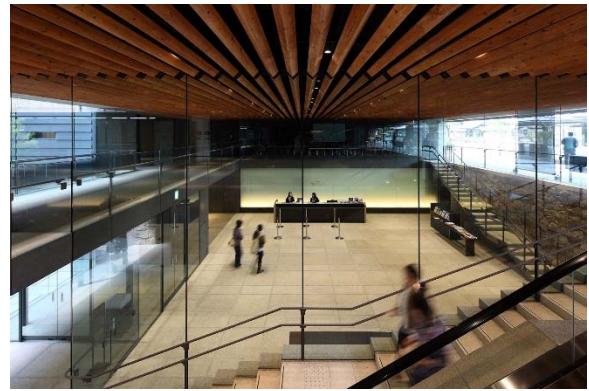
- ・施主：学校法人 吾田学園（宮崎県日南市）
- ・特徴：建築基準法上、準耐火構造とする必要があったが、柱・梁を意匠的に現しとできる燃えしろ設計を採用することで、8角形の柱を中心とした放射状の登り梁が織りなす構造美と、地元産材である飫肥杉の温もりを感じることができる建物となっている。



木材利用優良施設コンクールとは、木造建築物、内装材利用施設、街づくり施設等（住宅等個人供用のもの以外）で木材利用分野の拡大、地域材の有効活用等をした施設を対象とし、木材利用推進中央協議会が実施しているもの。

地方公共団体等において公共建築物の木造化等に取り組んだ事例
(平成 28 年度第 15 回公共建築賞 ((一社) 公共建築協会主催) の受賞施設から)

- 龍谷大学 龍谷ミュージアム (公共建築賞[文化施設部門] (国土交通大臣表彰))
・施主 : 学校法人龍谷大学 (京都府京都市)
・特徴 : 施設の根幹である展示室・収蔵庫が温湿度に配慮した二重壁構造であるだけでなく、杉間伐材や自然石、漆喰壁の利用、通路の打ち水、中庭のドライミスト、油小路沿いの犬矢来を模した駐輪ラックなど、細部まで配慮されている。



- 亀山市立関中学校 (公共建築賞[生活施設部門] (国土交通大臣表彰))
・施主 : 三重県亀山市
・特徴 : 校舎の構造体や内装には多くの木材 (地場産材) が活用されており、新校舎への移転後の不登校、問題行動の減少など、木造建築が生徒の情操に対しても良い影響を与えるほか、地域の人々の自慢の学校にもなっていることが紹介されている。



○ 八幡浜市立日土小学校（特別賞（国土交通省大臣官房官庁営繕部長表彰））

- ・施主：愛媛県八幡浜市
- ・特徴：グラウンドに向けて軒を低く構えた緩勾配の屋根、ファザードを覆う木造建具の繊細さ、谷間の緑とみかん畑に溶け込むような黄緑色の塗装、裏を流れる小川の環境を体感する階段、どれもが子供たちに語りかけています。



○ 東北大学 青葉山東キャンパスセンタースクエア（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

- ・施主：国立大学法人東北大学工学研究科（宮城県仙台市）
- ・特徴：地元産木材の利用や風力により廃熱する自動換気システム排気窓の設置、吹き抜けによる自然光の活用など環境配慮も充実している。



○ 真壁伝承館（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

- ・施主：茨城県桜川市
- ・特徴：ボリュームを抑えた低層切妻屋根の建物形態、黒と白の焼付塗装鉄板壁と杉板目透かし張りの外壁構成などにより、重伝建地区の新たな美しい風景を構成する、中心的存在として大きな役割を果たしている。



○ 松江歴史館（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

・施主：島根県松江市

・特徴：木造と瓦葺きの伝統的な日本建築に見える外観は、歴史的な意匠の考証的な探求によって、鉄筋コンクリートであるにもかかわらず伝統的な街並みの雰囲気を再生している。



○ 西予市庁舎（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

・施主：愛媛県西予市

・特徴：木の庁舎として装材を中心に西予市産の杉や桧をほぼ100%使用しているほか、木質ペレット空調など、地場産業に密着した取組を行っている。



○ 芦北町 地域資源活用総合交流促進施設（優秀賞（公共建築協会会長表彰））

・施主：熊本県葦北郡芦北町

・特徴：地元木材を始め、県産木材を最大限に生かし、木の力強さと柔らかさを感じられる「木材を竹かごのように編んだ構造」という、例がきわめて少ない新技術を採用しながら快適な空間を作り上げている。



公共建築賞とは、国又は地方公共団体等が整備し、竣工後3年以上経過した公共性の高い建築物（構造種別は問わない）で、設計・施工、地域社会への貢献、施設管理・保全が優れた建築物を対象とし、公共建築協会が1年おきに実施しているもの。